

コーポレートガバナンス基本方針

2021年4月1日制定

2025年6月12日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 本基本方針は、オリエンタル白石株式会社、及び子会社（以下、「当社グループ」という）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するコーポレートガバナンスの実現を目指すため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めるものである。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき透明性・公正性を確保した適切な業務運営を行い、以下の方針によりコーポレートガバナンスの継続的な強化・充実に努める。

- ①株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
 - ②株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
 - ③会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
 - ④取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図り、その機能の独立性、客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役の適切な関与を通じ実効性の高い監督を行う。
 - ⑤株主・投資家との間で建設的な対話を行う。
- 2 当社は、当社グループが持続的に成長して堅固な経営基盤を保持し企業価値を高めていくために、コーポレートガバナンスの重要な基盤となる内部統制システムの実践とその有効性の継続的な監視を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第3条 当社は、株主総会が議決権を有する株主で構成される最高の意思決定機関であること、及び株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを念頭に、株主の意思が適切に経営に反映することができるよう、十分な環境整備に努めるとともに適切な日程を設定する。

- 2 当社は、招集通知の早期発送及び発送前のホームページによる揭示、インターネットによる議決権の行使等を行い、株主が議案の審議に十分な時間を確保することができるよう配慮するとともに、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

(政策保有の株式)

第4条 当社グループは、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外のものを政策保有株式とし、良好で安定的な取引関係の強化、維持を目的として以下の方針を踏まえ、リ

スクに見合った適正なリターンを追求する。

- ①財務的体力を超えた政策株式の保有はしない。
 - ②保有にあたっては、当社グループの持続的な企業価値向上を通じた、中長期かつ安定的な取引関係構築を目指す。
 - ③上場株式の保有、縮減の是非については、毎年、取締役会で保有目的が適切か、保有に伴う便益や中長期的な取引展望の実現可能性等のリターンと資本コストを個別に精査のうえ、保有の適否を検証しその結果を開示する。
 - ④政策保有株主に対し、取引縮減を示唆するなどの行為により当社株式の売却を妨げない。
- 2 政策保有する株式の議決権行使は、以下の方針に則り、実施する。
- ①取引上の利益に囚われることなく、持続的な企業価値向上の観点から、個別に賛否を判断するよう努める。
 - ②特定の政治的・社会的問題を解決する手段としての議決権行使は行わない。
 - ③企業もしくは企業経営者等による不祥事及び反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使する。

(関連当事者間取引)

第5条 当社は、当社の役員や主要株主との取引を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会で決議・報告を行い、適切に監視する。また当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(行動規範及び利益相反)

第6条 当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、「企業行動規範」を定め、定期的にレビューを行う。

2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む。）が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

(株主以外のステークホルダーとの関係)

第7条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2 当社は、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示についての情報や疑念を伝えることができるよう「内部通報窓口」を設置し、内部通報の体制を整備するとともにその運用状況を適切に監視する。

3 企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを十分認識し、委託先の運用機関に対し定期的に運用状況を確認し、当社と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されているか等のモニタリングを実施するとともに、運用担当者は各種研修への参加等を通じて専門性を高めることに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

- 第8条 当社は、財政状態、経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項に係る非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても、付加価値の高い適時適切な開示に努める。
- 2 当社は、「内部者取引に関する規程」を定め、インサイダー取引を防止する等、適正な情報管理に努める。
- 3 経営戦略の策定・公表にあたっては、資本コストを踏まえた計画策定を行い、売上高、経常利益、ROE等の目標値を設定、そのための経営資源配分について具体的な実行内容を提示する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

- 第9条 取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。
- 2 取締役会は、適切な経営理念・経営戦略・経営計画、事業及び財務政策、その他法令、定款、取締役会規程に定められた事項の意思決定を行う。
- 3 代表取締役、その他の取締役、執行役員（以下、経営陣）の選任・解任については、会社の業績などの評価を踏まえ、独立社外取締役を主要な構成員とした指名報酬諮問委員会にて十分な時間をかけ、公正で透明性の高い審議を行い、取締役会はこれらを尊重し、議論の上決定する。
- 4 当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行体制として担当取締役、経営会議、各事業会社における代表取締役・各会議体・執行役員を設け、取締役会は適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、経営の効率化、公正性・透明性を確保する。
- 5 取締役会は、経営陣から取締役会で決議すべき事項について提案があった場合は、その理由や背景事情について情報を収集・分析し合理的な審査の基に承認を与え、経営陣による迅速・果断な意思決定を支援する。
- 6 取締役会は、当社の経営理念や経営戦略を踏まえ、代表取締役等の後継者計画が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう主体的に関与するとともに、経営陣となる人材の特定と育成を監督する。
- 7 取締役会は、適時かつ正確な情報開示行われるよう、適時開示体制が適切に構築・運用されているか監督するとともに、当社および当社グループの内部統制システム、リスク管理、コンプライアンスに関する方針を決定し、その体制を整備するとともにその運用状況を監督する。

(取締役会の構成)

第 10 条 取締役会は、定款で定める員数である取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 20 名以内、監査等委員である取締役は 4 名以内の適正規模とし、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する。

- 2 当社は、株主の権利を尊重し、株主を含むステークホルダーの利益を考慮した適切な経営の意思決定、監督機能の強化のため、取締役会の人数のうち、半数以上を独立性のある社外取締役とする。

(取締役（監査等委員である取締役を除く。）の資質・選任)

第 11 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、株主に対する受託者責任を踏まえ、業務の執行に関し善管注意義務及び忠実義務を負うとともに、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社グループ及び株主共同の利益のために行動する。

- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、豊富な経験、優れた知見、高度な専門性を有するとともに、当社グループ事業の社会的な責務や役割を十分に理解し、高い倫理観に基づいて経営管理、事業運営を公正、的確に遂行できる者でなければならない。
- 3 全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。
- 4 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、取締役会の構成の多様性に向けて幅広く人選し、指名報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会における公正、透明かつ厳格な審査を経た上で決定される。

(監査等委員会の役割、監査等委員である取締役の資質・選任)

第 12 条 監査等委員会は、株主の委託を受けた独立の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、当社グループの健全で持続的な成長を促進し、社会の信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確保する役割を担う。

- 2 監査等委員会は、監査を有効かつ効率的に進めるため、会計監査人並びに当社及び各事業会社の内部監査部門と緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努め監査体制の実効性を高める。
- 3 監査等委員である取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。当社の監査等委員である取締役のうち最低 1 名は、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならない。
- 4 監査等委員である取締役候補者は、取締役会の構成の多様性に向けて幅広く人選し、指名報酬諮問委員会の審議を踏まえ、監査等委員会の同意を取得後に、取締役会における公正、透明かつ厳格な審査を経た上で決定される。

(独立社外取締役の役割・資質・選任)

第 13 条 独立社外取締役は、取締役会に積極的に参加し、その有する知見・高い専門的知識から経営事項に対して助言を行うとともに独立した立場から経営全般の監督・取締役の利益相反取引の監督を行い、取締役会の透明性を確保する。

- 2 独立社外取締役候補の選定にあたっては、職務の執行に必要な知見、経験、能力等を有し、かつ、会社法に定める社外取締役の要件を満たしていることに加え、経営の監督機能を発揮するため、当方針に定める独立性の確保を重視する。
- 3 当社の独立社外取締役の独立性の基準は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に下記の基準を加えたものとする。
 - ①当社グループの出身者及びその家族
 - ②過去3事業年度のいずれかに事業年度において、借入額が連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者。
 - ③当社の10%以上の議決権を有する大株主及びその業務執行者
 - ④当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度のいずれかの事業年度において、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家。
- 4 独立社外取締役は、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る為、必要に応じ独立社外取締役間の会合を行うとともに代表取締役・監査等委員である取締役と定期的に意見交換することにより経営陣等との連携を強化する。
- 5 経営陣の選任と取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役候補の指名、及び経営陣・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とした代表取締役と検討を行う任意の指名報酬諮問委員会を設け、取締役会への適切な関与助言を行う。

（取締役の研修の方針）

- 第14条 当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得し維持していくため、就任時に加え継続的に外部機関が提供する講習も含め必要な機会を提供し、その費用を負担する。
- 2 新任の社外取締役には、就任時において、当社の経営理念、事業内容に関する知識・情報を取得する機会を提供する。
 - 3 当社の取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積みなければならない。

（取締役会の実効性評価）

- 第15条 取締役会は、意思決定の有効性・実効性を確保する為に、毎年、取締役の自己評価に基づき、会議運営の効率性及び決議の有効性・実効性について分析・評価を行い、機能の向上をはかる。また、その結果の概要を適時適切に開示する。

（取締役の報酬）

- 第16条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従い、会社

業績との連動性を確保し、職務や成果等の評価について指名報酬諮問委員会の助言を踏まえ、取締役会の審議の上、決定する。

- 3 監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の役割・職務の内容を勘案し、監査等委員会での協議により決定する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第17条 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、株主との建設的な対話の促進に努める。

- 2 株主との対話については、経営企画担当の取締役が統括し、他の取締役との連携のもとIRミーティングの開催などを通じ、当社の経営戦略及び財務状況等に関する情報を適切に開示し、対話機会の充実と当社事業の理解の促進に努める。
- 3 株主からの意見や要望、アンケート結果については、その結果を分析し必要に応じて、取締役会で報告・審議を行い、当社グループの経営に反映できるよう努める。